担当部署: 地域整備課

処分の概要	駐車場の使用料の減免等	
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町営住宅条例 第63条第3項	
例 規 番 号	平成9年条例第20号	

## 【基準】

第63条第3項の規定による。

(使用料)

- 第63条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、町長が定めるものとする。
- 2 使用料は、契約した日から契約を解除した日まで徴収するものとし、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料を日割り計算により算出した額とする。
- 3 町長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

標準処理期間	15日
備者	

設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年	月	日	